

## 第17章 疑わしい取引の届出制度

### I 疑わしい取引の届出制度

#### 1. 制度の概要

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益又はテロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて資金情報機関(注)に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」(資料 17-1-1 参照)と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。

(注) 国際的にはF I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。日本におけるF I Uは、平成19年3月までは金融庁総務企画局総務課特定金融情報室が担当していたが、同年4月以降は国家公安委員会(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)にその機能が移管されている。(下記2. 参照)

#### 2. 制度の変遷と国家公安委員会へのF I U機能の移管

本制度の原形は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)により4年に創設された。同法の規定では薬物犯罪に係る疑いがある取引のみが届出の対象とされていたが、12年2月の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象は薬物犯罪に係る疑いのある取引だけでなく、200を超える重大な犯罪に係る疑いのある取引に拡大されるとともに、当庁に日本版F I Uとして特定金融情報室が創設された。

さらに、13年9月11日の米国における同時多発テロの発生を受け、テロ資金の收受についても届出制度が拡充された。

このように、金融機関等によるマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化が図られてきたが、近年においては金融機関以外の事業者を利用するなど、その手口にも変化がみられるようになってきたこと、さらには、F A T F 勧告において、措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが求められたことなどを受け、19年3月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、F I Uは、同年4月より金融庁から国家公安委員会に移管された。

## II 届出と提供の状況

特定金融情報室では、18年1月～12月の1年間に、金融機関等から113,860件の疑わしい取引の届出を受理し、そのうち71,241件の届出に含まれる情報について捜査機関等へ提供を行った。(資料17-1-2参照)

## III 疑わしい取引の届出に関する施策

### 1. 研修会の開催

18年10月から11月にかけて各財務局・支局等を会場として、銀行、信用金庫及び信用組合等の疑わしい取引届出責任者及びマネー・ローンダリング対策研修責任者を対象に、それぞれ疑わしい取引の具体的な事例、届出書に添付が必要となると思われる資料の範囲等について研修を行った。

### 2. タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

13年9月11日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁は、外務省、財務省、経済産業省が国連安全保障理事会決議に基づき資産凍結措置を行っているタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出を行うよう金融機関等に対し要請を行っており、特定金融情報室としては、13年9月から19年3月末までの間に計51回の要請を行った。

F I Uが国家公安委員会に移管された4月以降についても、同委員会と連携を取りつつ金融機関等に対する要請を行っており、494の個人及び団体(削除された18個人・団体は含まず)をタリバーン関係者等として公表している(19年6月末現在)。

### 3. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域に係る取引への注意喚起

F A T Fでは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域をリスト化して公表し、これらの国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう求めるとともに、同リストを随時改定してきた。

同リストの公表等を受け、当庁では、金融機関等に対し、非協力国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう要請してきた。

18年10月の全体会合において、当該リストからミャンマー連邦が削除された結果、該当する国・地域はなくなった。

### 4. 国際的な機関・会議等への対応

国際的なマネー・ローンダリング、テロ資金対策への取り組みとしては、F A T Fの他にも、アジア・太平洋地域におけるF A T F型の地域機関であるA P G(第5部第23章第7節参照)や各国F I Uで構成する非公式会合のエグモント・グループ(第5部第23章第8節参照)等がある。

## 5. 外国F I Uとの情報交換枠組みの設定

今日の金融・経済活動の国際化、グローバル化に伴い、マネー・ローンダリング・テロ資金対策についても国際的な協力が重要性を増している。組織的犯罪処罰法では、外国F I Uに疑わしい取引に関する情報を提供できる旨規定されているところ、特定金融情報室では疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国のF I Uと協議を行ってきた。その結果、13年6月に英国F I U (NCIS/ECU: 国家犯罪情報局経済犯罪部)、15年6月にベルギーF I U (CTIF-CFI: ベルギー金融情報処理機関)、同年12月に韓国F I U (KOFIU: 大韓民国金融情報分析院)と、16年7月にシンガポールF I U (STRO: シンガポール金融情報部門)、同年12月に米国F I U (FinCEN: 米国金融情報部門)と、18年5月にオーストラリアF I U (AUSTRAC: 豪州金融情報部門)、タイF I U (AMLO: タイマネー・ローンダリング局)及び香港F I U (JFIU: 香港金融情報部門)と、同年6月にカナダF I U (FinTRAC: カナダ金融情報部門)と、同年12月にインドネシアF I U (INTRAC: インドネシア共和国金融情報部門)との間で情報交換取極が締結された。

## 6. FATF改定勧告への対応

FATFが定めるマネー・ローンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである「40の勧告」について、変容するマネー・ローンダリングの方法等に対処するため、15年6月に非金融業者・職業的専門家(不動産業者、貴金属商、弁護士、会計士等)に対する同勧告への適用等を盛り込んだ新たな「40の勧告」が策定された。これに関連し、19年3月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、同年4月にF I Uが国家公安委員会に移管された。